# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 愛媛国民年金 事案 616

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

ねんきん特別便により、申立期間について国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、A市に居住していた昭和48年4月に国民年金の任意加入被保険者となり、申立期間を含む同年4月から50年6月までの国民年金保険料を、自宅に来る同市の集金人及び銀行の窓口に定期的に納付していた上、同年8月にA市に転居した後、51年4月に同市役所の窓口で国民年金の転入手続を行って50年7月から51年3月までの保険料を一括納付した際、過去の国民年金加入期間について、保険料の未納が無いことを確認した記憶があるので、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び国 民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険 料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えら れる。

また、申立人は、国民年金の任意加入被保険者であった昭和48年4月から61年3月までの期間に、夫の転勤に伴い3度転居しているにもかかわらず、申立期間に引き続く前後の期間を含めて、国民年金保険料を全て納付しており、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、A市の昭和49年度の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立 人に係る集金区分欄に、「022」という番号が記載されており、同市は、同番 号の意味について、嘱託職員による集金を意味する旨回答していることから、 申立人は、申立期間当時、同市の集金人に国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 617

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

ねんきん特別便により、申立期間について国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、前夫が、勤務していた会社を退職した後、時期は覚えていないが、私又は前夫が、A町役場の窓口で、夫婦の国民年金の加入手続を行うとともに、私が、申立期間を含む過去の夫婦の国民年金保険料を分割して郵便局又は農業協同組合の窓口で納付したことを記憶しているので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く 国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、 保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の払出し状況を確認したところ、申立人の12番後の番号を払い出されている者は、昭和50年12月17日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していること、申立人に係るA町の昭和50年度の国民年金保険料徴収簿には、番号欄に「新」の記載があり、同町は、当該記載について、初めて国民年金に加入した被保険者であることを意味する旨回答していること、及び申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得年月日が48年4月1日と記載されていることから、申立人は、50年12月頃に国民年金の加入手続を行って同記号番号の払出しを受け、48年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、同記号番号が払い出された時点から51年1月までは、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和28年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月29日から同年9月1日まで 昭和21年2月にA社C工場に入社してから、61年6月に同社の関連会 社であるD社を退職するまで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し ていたにもかかわらず、同社本社から同社C工場に転勤した申立期間につ いて、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社本社から提出された申立期間当時の社員名簿、社報、雇用保険の加入記録及び同社本社の回答から判断して、申立人はA社に継続して勤務(昭和28年8月29日にA社本社から同社C工場に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年9月の社会保険事務所(当時は保険出張所)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、上記社報には、申立人のA社C工場への異動日が、昭和28年8月29日と記載されているとともに、同事業所が作成した「健保、厚年被保険者名簿」及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が、同年9月1日と記録されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日の記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から同年4月1日まで 昭和26年5月1日にA社へ入社し、平成2年9月30日に定年退職する まで一貫して勤務した。

A社C支店に昭和26年7月15から29年3月31日まで勤務し、同社D 支店に転勤したにもかかわらず、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を 喪失し、同年3月の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得がいか ない。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る社内経歴、社員名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務(昭和29年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険 厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和29年2月の標準報酬月額の 記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は当時の資料等が無く不明としているが、事業主が 資格喪失日を昭和29年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所 (当時)がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事 業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 愛媛国民年金 事案 618

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年6月まで

昭和57年11月頃からA区にいる姉の住所に住んでいたが、58年3月に 就職が決まった後、同年5月ないし同年6月頃にB区に部屋を借りた。

申立期間当時、住民票はC市にあり、実家の父親が兄の分と併せて、私の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずなので調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、住民票上の住所はC市にあり、実家の父親が国民年金保険料を納付してくれていた。」旨申し立てているが、申立人が所持する国民年金被保険者資格事項記録票(昭和 58 年7月 21 日付けC市交付)の得喪年月日欄には、「S58 年3月 14 日転出」と記載されている上、C市が保管する国民年金被保険者名簿の備考欄には、昭和 58 年3月 14 日付けでA区に転出した旨の記載があり、申立人の主張は不自然である。

また、前述の国民年金被保険者資格事項記録票及び国民年金被保険者名簿いずれの納付記録においても、昭和 45 年 12 月から 58 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっているものの、申立期間については保険料を納付したことを示す記載は無い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格喪失年月日欄には、「昭和58年3月1日B区」と記載されており、同年月日は、B区が保管する申立人に係る年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)の資格喪失年月日と一致している上、同リストの申立期間に係る納付記録欄には、「ムシカクキカン」と表示されていることから、申立期間当時、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失しており、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は直接当該期間に係る保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から52年12月23日まで

② 昭和53年6月から55年11月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間①及びB事業所に 勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが 分かった。

しかし、A社及びB事業所に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶するA社の同僚の証言、雇用保険の加入記録等により、申立人が、申立期間①当時、同社に勤務していたことが、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、A社の経理を担当していた当時の事業主の妻、複数の同僚等は、「本人の希望により、厚生年金保険に加入していなかった従業員がいたことを覚えている。」旨証言していること、及び申立人が記憶する同僚4人のうちの1人(既に死亡)は、申立人と同様に、申立期間①当時、雇用保険に加入しているものの、厚生年金保険に加入していないことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから、同社は、申立期間①当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、A社は、「申立期間①当時における賃金台帳等の資料を廃棄しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と回答している上、申立期間①当時の事業主及び経理を担当してい

たその妻は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について覚えていないと している。

さらに、申立人は、申立期間①の一部(昭和 52 年4月から同年 12 月まで)について、国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、当時、B事業所に勤務していた従業員の証言により、申立人が、申立期間②当時、同事業所に勤務していたことが、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、申立期間②当時、B事業所に勤務していた従業員のうちの1人は、「給与から厚生年金保険料を控除されることを嫌がり、事業所に厚生年金保険に加入しないよう依頼する従業員がいたことを覚えている。」と証言していること、及び申立人が記憶する同僚2人は、いずれも申立期間②当時、同事業所において厚生年金保険に加入していなかったことが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから、同事業所は、申立期間②当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間②当時の事業主及び経理担当者は、いずれも病気のため連絡が取れないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、 申立期間②当時、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号の欠 番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

## 愛媛厚生年金 事案 837

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月2日から同年11月1日まで 社会保険庁(当時)から送られてきた厚生年金保険の加入記録を見て、 A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。 しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務しており、給与から厚生年 金保険料が控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保 険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において社会保険及び給与計算関係の事務を担当していた従業員一人は、「理由は不明であるが、申立期間当時、社長(既に死亡)が、自身の権限により、申立人を退職させた後、復職させたことがある。」と証言している上、オンライン記録により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員も、時期は不明であるが、申立人が同社を退職した後、復職した記憶がある旨証言していること、及び同社から提出された申立人の昭和63年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(写)を見ると、申立期間の給料・手当等欄に「退職」と記載され、同社が申立人に給与を支給していなかったことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していなかったものと認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写)によると、申立人は、昭和63年8月2日に退職を理由として厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同年11月1日に被保険者資格を再度取得していることが確認できるとともに、同年8月4日に健康保険被保険者証を返納していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。